

新潟大学国際会議研究発表支援事業実施要項

〔平成 16 年 7 月 23 日〕
大学教育委員会決定

1 趣旨

大学院生の研究活動の活性化を図るため、日本国外で開催され、複数の国の参加者によって行われる会議（国際会議）における大学院生の研究発表に対し、大学院生特別支援経費を支給する。

2 対象者

対象者は、ドクターコース（現代社会文化研究科，自然科学研究科及び保健学研究科にあつては博士後期課程，医歯学総合研究科にあつては博士後期課程及び医学又は歯学を履修する博士課程）に在籍する学生とする。ただし，外国に留学する場合及び留学中の場合並びに別途旅費の支給がある場合は，対象から除外する。

3 支援内容

渡航する地域により定められた別表の額を上限として，採択額の合計を学務部から各研究科に配分した上で，各研究科から採択された学生に支給する。

4 申請

（1）申請者は，所属する研究科長を通じて学長に申請する。

（2）本事業への申請については，各年度，学生 1 人につき，1 件を上限とする。

5 報告

受給者は，帰国後，速やかに研究科長に報告書を提出しなければならない。

6 その他

この要項に定めるもののほか，支援事業の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要項は，平成 16 年 7 月 23 日から実施する。

附 則

この要項は，平成 19 年 7 月 13 日から実施する。

附 則

この要項は，平成 22 年 4 月 9 日から実施する。

附 則

この要項は，平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は，令和元年 6 月 17 日から実施する。

別表

国際会議研究発表支援事業旅行地域別支給額（上限）一覧

区分	旅行地域	適用地域	支給額 (上限) (※注)
A地域	東アジア	台湾, 大韓民国	10万円
	オセアニア	グアム (アメリカ合衆国)	
B地域	東アジア	中華人民共和国, モンゴル, 朝鮮民主主義人民共和国	15万円
	東南アジア	インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, フィリピン, ブルネイ・ダルサラーム, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, ラオス, 東ティモール	
	オセアニア	ソロモン諸島, ナウル, ハワイ諸島 (アメリカ合衆国), パプアニューギニア, パラオ	
C地域	南アジア	全域	20万円
	中東	全域	
	アフリカ	全域	
	オセアニア	A地域及びB地域以外の地域	
	北米	全域	
	中米・カリブ海諸国	全域	
	ヨーロッパ, バルト三国	全域	
	ロシア, NIS 諸国	全域	
	南米	全域	
	南極大陸	南極大陸及び周辺の島しょ	

(※注) 支給額（上限）は、選考審査の結果、変更となる場合があります。